



東京都災害福祉広域支援ネットワークおよび東京 DWAT ディーワット 令和7年度 取組報告



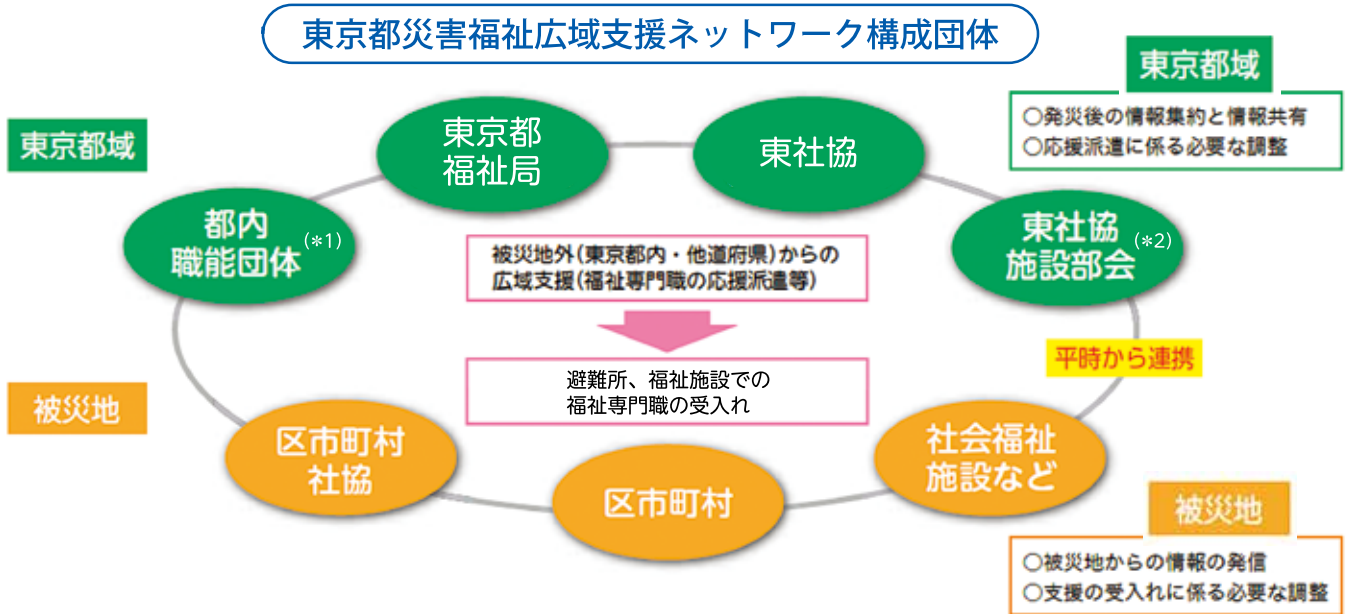
CONTENTS

1. 東京都災害福祉広域支援ネットワークについて p.2
2. 【災害時の取組み①】被害状況等の情報収集 p.3
3. 【災害時の取組み②】東京都災害福祉広域調整センターの設置・運営 p.3
4. 【災害時の取組み③】DWATによる支援活動 p.4
5. 令和7年台風22号・23号に伴う東京都八丈島へのDWAT派遣報告 p.6
6. 令和8年度の取組み(予定) p.8

1. 東京都災害福祉広域支援ネットワークについて

東京都では、大規模災害時に高齢者や障害者等の要配慮者への支援を円滑かつ機動的に実施できるよう、平成29年度に「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」を設置しました(事務局委託先：東京都社会福祉協議会)。

本ネットワークでは、平時から、東京都、区市町村、東京都社会福祉協議会(以下、「東社協」)、区市町村社会福祉協議会、東社協施設部会、福祉系職能団体等が連携し、災害時の支援体制づくりを官民協働で推進しています。



(※1) 都内職能団体

- ①(公社)東京社会福祉士会、②(公社)東京都介護福祉士会、③(一社)東京都医療ソーシャルワーカー協会、④(特非)東京都介護支援専門員研究協議会、⑤(一社)東京精神保健福祉士協会

(※2) 東社協施設部会

- ①東京都高齢者福祉施設協議会、②医療部会、③更生福祉部会、④救護部会、⑤身体障害者福祉部会
⑥知的発達障害部会、⑦障害児福祉部会、⑧保育部会、⑨児童部会、⑩乳児部会、⑪母子福祉部会、⑫女性支援部会

平時の取組み

- 東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会の設置・開催
 - DWAT研修委員会の設置・開催
 - DWATチーム員向け研修の企画・実施
 - 各種訓練の企画・実施
 - その他、下記事項の協議・検討
 - ①ネットワーク本部の運営
 - ②災害福祉支援体制の構築
 - ③ネットワークの普及・啓発
 - ④都内区市町村や他道府県、関係団体との情報交換や連携推進
- 等

災害時の取組み

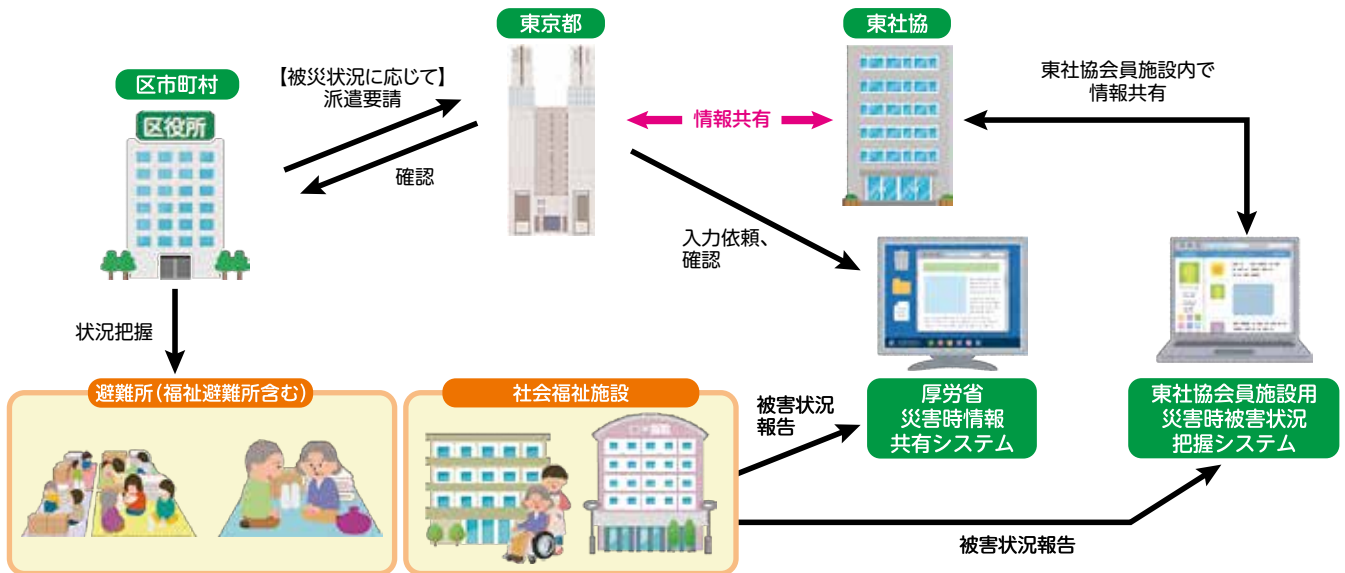
- 被害状況等の情報収集
 - 東京都災害福祉広域調整センターの設置・運営
 - DWAT(災害派遣福祉チーム)による支援活動の調整
 - 被災した社会福祉施設等への支援調整
 - 広域(都内・都外)における支援調整
- 等

➡詳しくはp.3~4をご参照ください

2. 【災害時の取組み①】 被害状況等の情報収集

ネットワーク本部(東京都・東社協)では、国が管理する「災害時情報共有システム(厚労省)」と、東社協が施設部会による相互支援を目的に構築した「災害時被害状況把握システム(東社協)」の2つを主に用いて、福祉施設における被害状況等の把握を行います。また、東京都では区市町村における被害状況等の情報も集約し、ネットワーク間でそれらの情報を共有するとともに、必要な支援につなげる体制を構築しています。

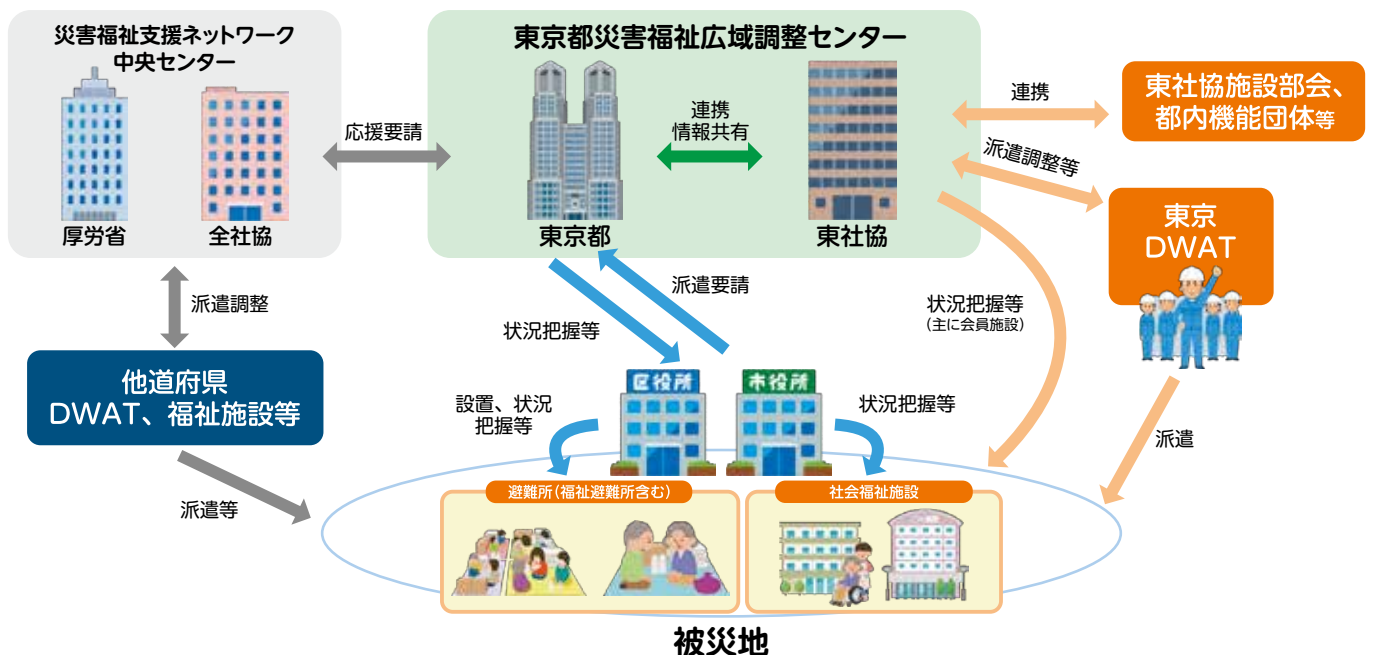
■【緊急期・応急期】ネットワーク本部における発災後の被害状況等の把握の主な流れ



3. 【災害時の取組み②】 東京都災害福祉広域調整センターの設置・運営

大規模災害等の発生により、被災地外からの広域的な支援調整が必要と判断する場合等に、東京都は「東京都災害福祉広域調整センター」(以下、「センター」)を設置し、東社協と共同で運営することとしています。

センターでは、東京DWATの派遣調整や、社会福祉施設に対する支援調整などを行うとともに、必要に応じて「災害福祉支援ネットワーク中央センター」(厚労省・全社協)を通じ、都外への応援要請や受け入れ調整なども行います。



4.【災害時の取組み③】 DWATによる支援活動

DWATとは

- Disaster Welfare Assistance Team(災害派遣福祉チーム)の頭文字をとり、全国的にDWAT(ディーワット)と呼称。
- 平成30年度に厚生労働省が示した「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」に基づき、都道府県ごとに設置が進められ、全国で1万人(2026年3月時点)を超えるチーム員が登録されています。
- DWATは、高齢・障害・児童・医療等のあらゆる分野から、**社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカーなどの福祉専門職で構成**され、被災者の多様なニーズに対応します。

DWATの活動内容

- 被災自治体からの要請に基づき、都道府県から派遣されます。
- 医療・保健・リハビリ等の他チームと連携し、**避難生活の中で起こりうる心身の健康被害等の予防**をミッションに活動を展開します。
- 1クール5名程度でチームを組み、5日程度の交代制で必要な期間チームを派遣します。
- DWATはさまざまな専門性をもつ者でチームを編成し、被災地の状況や活動時期(フェーズ)に応じて多様な活動を行います。

〈避難所におけるDWATの活動例〉

- ◆要配慮者のアセスメント(巡回による健康調査等)
- ◆避難所内の環境整備、健康管理
- ◆被災区市町村や避難所管理者との情報連携
- ◆二次避難支援
- ◆相談支援(なんでも相談窓口の設置等)
- ◆避難所内のマッピング(要配慮者情報の整理)
- ◆DWAT本部や都道府県との情報連携
- ◆日常生活上の支援



避難者の相談対応



レクリエーション企画の実施



DWAT体操の実施

東京DWATについて

- 東京都災害派遣福祉チーム(東京DWAT)は令和4年度末に設置され、平時から研修や訓練をつうじて、チーム員の養成や、活動体制の強化を図っています。
- チーム員は、東京都災害福祉広域支援ネットワークの構成団体に所属する福祉専門職等のうち、登録研修を受講した者で構成され、**2026(令和8)年2月末時点で642名のチーム員が登録**されています。
- 「令和6年能登半島地震」では、石川県輪島市内の一般避難所へ7クール30名のチーム員を派遣。また、「令和7年台風22号及び23号」では、東京都八丈島(八丈町)へ4クール19名のチーム員を派遣しました。

令和7年度 東京DWAT活動報告

日付	活動内容
6/26、10/3、2/12	DWAT研修委員会(3回)
8/22(2回)、9/24、10/15	東京DWAT登録研修(同じ内容で計4回)
11/17~11/29	台風22号・23号に伴う八丈島へのDWAT派遣(13日間) ※詳細はp.6~7をご参照ください
12/10、2/17	東京DWATフォローアップ研修(同じ内容で計2回)
1/9	八丈島におけるDWAT活動報告会
1/26	1都3県(東京、神奈川、山梨、静岡)DWAT合同研修会



登録研修



フォローアップ研修



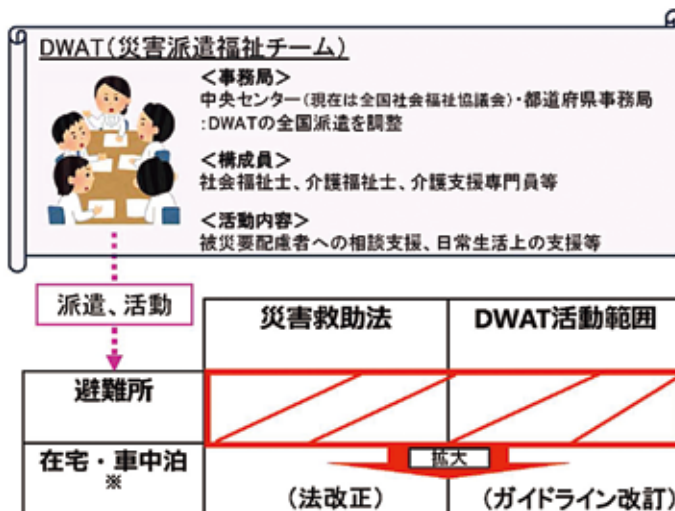
1都3県合同研修会

令和7年度災害関連法制の改正について (情報提供)

- 災害対策基本法や災害救助法等の関連法制が一部改正され(令和7年7月1日施行)、**災害救助法上の救助の種類に「福祉サービスの提供」が位置づけられました。**
- 併せて、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」も改正され、**DWATの活動範囲が拡大。**
新・ガイドラインでは、能登半島地震の教訓等をふまえ、避難所等の「場所」を支援対象としていた従来の考え方を見直し、**在宅や車中泊で避難する人も含めたすべての「人」を支援対象とすることが示されました。**

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。
- これまで、DWAT(災害派遣福祉チーム)による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。
※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂(DWATの活動範囲の拡大)にて対応(令和7年7月1日施行)



(参考) 災害救助法(昭和22年法律第118号)(抄)

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 **福祉サービスの提供**
- 七 被災した住宅の応急修理
- 八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 九 学用品の給与
- 十 埋葬
- 十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2~4 (略)

厚生労働省作成資料(東社協にて一部改変)

5. 令和7年台風22号・23号に伴う東京都八丈島へのDWAT派遣報告

八丈島における被害状況等

- 八丈島は、東京都の南方海上286kmの伊豆諸島に位置し、東西にふたつの火山をもつ面積69.11km²のひょうたん型をした島です。
- 人口は6,674人(令和7年12月1日時点)で、高齢者(65歳以上)の割合は、人口の約4割。
- 令和7年10月9日、最大瞬間風速54.7m、24時間の降水量356.5mm(八丈町で観測史上1位)を観測した台風22号が伊豆諸島を通過し、特に八丈島および青ヶ島にて被害が発生。暴風雨で建物やインフラ設備が破損し、一部地域では大規模な土石流災害も発生。水源が使用できなくなったことによる長期間の断水被害も発生しました。また、翌週の13日には台風23号も発生し、さらに被害が拡大しました。



暴風雨による建物被害



避難所内に流入した土石流

東京DWATの派遣

◆活動期間

現地調査：10月24日(金)～10月25日(土) / 3名(チーム員、東京都、事務局)

第1クール：11月17日(月)～11月20日(木) / 5名

第2クール：11月20日(木)～11月23日(日) / 5名

第3クール：11月23日(日)～11月26日(水) / 4名

第4クール：11月26日(水)～11月29日(土) / 5名

◆活動内容

発災から約1か月経過した時点での活動であったため、避難所ではなく、被災者のご自宅を訪問し、生活課題を捉えるニーズアセスメントを行い、その情報を八丈町の関係機関につなげることを目的に活動しました。

訪問先は、八丈町役場から共有された罹災証明の発行者リストを基に抽出。さらに、訪問先で周辺世帯にも声がけをしたり、関係機関(地域包括、社協、保健所、都八丈支庁など)からの情報提供を基に、罹災証明が出ていない(申請できていない)世帯へのアウトリーチも試みました。

住民向けチラシ

八丈島における活動のポイント

◆Kintone(キントーン)による情報管理

サイボウズ社の協力により、活動初日からKintoneを活用。罹災証明の情報提供(町役場→DWAT)、アセスメントした情報の管理・共有(DWAT⇔八丈町関係機関)、活動日報の共有(DWATチーム内のみ)などをすべてKintone上で行うことで、活動の効率化や紙資料の削減を図ることができました。



◆八丈町社会福祉協議会との連携

八丈町社協では、「八丈島ささえあいセンターあすなる」(災害ボランティアセンター)を設置し、ボランティアと協力して、給水活動やサロン活動、そして災害ゴミの片付けニーズ等に対応していました。

DWATは八丈町社協と同じ建物内に活動拠点を置き、両者が情報共有することで、社協のボランティアセンター機能と連携し、被災者の困りごとに広く対応できる体制を取りました。

◆関係機関との連携

活動期間中、毎日夕方4時半から「DWAT夕礼」を開き、役場、社協、保健所等の関係者に出席いただきました。夕礼では、活動状況の報告、要対応ケースの共有、今後の活動方針の確認などを行い、日々変化する被災地の支援ニーズを確認しながら、着実に活動を進めることができました。



DWAT夕礼の様子

八丈島における活動をふまえた今後の課題

◆DWAT認知度の向上

→DWATの活動を円滑に進めるために、自治体職員や地域住民に対する認知度向上のための取組みが必要

◆本部体制およびロジスティクス機能の強化

→初動対応の整理、本部における指示系統の整理、チーム内におけるロジスティクス機能の強化等が必要

◆チーム員向け研修の充実

→八丈島における活動等をふまえた研修体系の見直しが必要

6. 令和8年度の取組み(予定)

◆ネットワーク本部の運営

- ・東京都と東社協の共同によるネットワーク本部の運営
- ・「東京DWAT活動マニュアル」を必要に応じて更新し、関係機関・団体へ周知

◆災害福祉支援体制の検討

- ・「東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会」を設置・開催し、ネットワーク事業全体に係る協議・検討を行う。
- ・「DWAT研修委員会」を設置・開催し、チーム員向け研修の企画・実施や、DWAT活動内容等の検討を行う。
- ・ロジスティクス機能の強化に向けた検討ワーキング(仮称)の設置・開催。

◆災害福祉支援体制の強化

- ・「DWAT登録研修」の開催(定員100名×4回開催予定)【対象：DWAT登録希望者】
- ・「DWATフォローアップ研修」の開催(定員100名×3回開催予定)【対象：登録2年目以降のチーム員】
- ・ネットワーク構成団体における安否確認訓練の実施
- ・東京DWATチーム員における派遣調整連絡訓練の実施
- ・東社協会員施設における「災害時被害状況把握システム」入力訓練の実施
- ・「ネットワーク連携訓練」の実施

◆ネットワークの普及・啓発

- ・区市町村や関係団体へのネットワーク事業およびDWATに関する周知

◆他道府県や関係団体との情報交換や連携づくり

- ・近隣県DWATとの合同研修会等の開催
- ・災害福祉支援ネットワーク中央センター(厚労省・全社協)や、他道府県との情報交換・連携
- ・ボランティア、NPO、災害中間支援組織との連携

◆入所施設における被災利用者受入体制の構築

- ・東京都にて、特別養護老人ホームや障害者支援施設等の入所施設が被災した場合に備え、施設利用者を他施設で一時的に受け入れるための体制を構築する。
- ・体制の周知を図るとともに、訓練等を通じて実効性の向上を目指す。

〈東京都災害福祉広域支援ネットワーク事務局(本紙発行元)〉



〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1番1号

電話 03-3268-7192 (直通) ファックス 03-3268-0635

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/saigai-nw/>



ホームページ